

第四十四条第二項ただし書中、「第三十六条の二第二項」を削り、同条に次の二項を加える。
 5 第二項第二号に規定する三十日の期間は、第四条又は第百八条第三項の規定により同条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。
 6 第一項第三号に規定する三十日の期間は、第四条の規定により第百二十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。
 第四十六条の二第二項ただし書中、「第三十六条の二第二項」を、「第三十六条の二第二項ただし書」に改める。

第四十九条第一号中、「第十七条の二第三項」の下に、「又は第四項」を加える。
 第五十条ただし書中、「第十七条の二第一項第三号」を、「第十七条の二第一項第一号又は第三号」に改め、掲げる場合」の下に「(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絕の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。
 (既に通知された拒絕理由と同一である旨の通知)

第五十条の二 審査官は、前条の規定により特許出願について拒絕の理由を通知しようとする場合において、当該拒絕の理由が、他の特許出願(当該特許出願と当該他の特許出願の少なくとも一方に第四十四条第二項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたこととなつてゐるものに限る。)(以下「前条第百五十九条第一項、第百七十四条第一項において準用する場合を含む。」及び第百六十二条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による通知(当該特許出願についての特許審査の請求前に当該特許出願の出願人がその内容を知り得る状態になつたものを除く。))に係る拒絕の理由と同一であるときは、その旨を併せて通知しなければならない。

第五十三条第一項中、「第十七条の二第一項第三号」を、「第十七条の二第一項第一号又は第三号」に改め、掲げる場合」の下に「(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絕の理由の通知と併せて第五十条の二の規定による通知をした場合に限る。)」を加え、同条第三項から第五項までを、「第十七条の二第三項から第六項まで」に改める。

第百一条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
 三 特許が物の発明についてされている場合において、その物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為
 第百一条に次の一号を加える。
 六 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為
 第百二十二条の三第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特許が物の発明についてされている場合において、その物を譲渡等又は輸出のために所持した行為
 第百二十二条の三第二項に次の一号を加える。
 五 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を譲渡等又は輸出のために所持した行為
 第百五十一条中、「尋問」を、「尋問等」に改める。

第百五十九条第一項中、「第十七条の二第一項第三号」を、「第十七条の二第一項第一号又は第三号」に、「第十七条の二第一項第三号又は」を、「同項第三号」を、「同項第一号又は第三号」に改め、同条第二項中、「第五十条の二」を、「第五十条及び第五十条の二」に改め、同項後段を次のように改める。
 この場合において、第五十条ただし書中、第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絕の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。)(とあるのは、第十七条の二第一項第一号(拒絕の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限るものとし、拒絕査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。)(第三号(拒絕査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。))又は第四号に掲げる場合」と読み替へるものとする。

第百六十二条第一項中、「第十七条の二第一項第三号」を、「第十七条の二第一項第一号又は第三号」に、「第十七条の二第一項第三号又は」を、「同項第三号」に改め、同条第二項第一号、第三号又は」に、「同項第三号」を、「同項第一号又は第三号」に改め、同条第二項中、「第五十条の二」を、「第五十条及び第五十条の二」に改め、同項後段を次のように改める。
 この場合において、第五十条ただし書中、第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絕の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。)(とあるのは、第十七条の二第一項第一号(拒絕の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限るものとし、拒絕査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。)(第三号(拒絕査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。))又は第四号に掲げる場合」と読み替へるものとする。

「同項第三号」を、「同項第一号又は第三号」に改め、同条第二項中、「第五十条の二」を、「第五十条及び第五十条の二」に改め、同項後段を次のように改める。
 この場合において、第五十条ただし書中、第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合にあつては、拒絕の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。)(とあるのは、第十七条の二第一項第一号(拒絕の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限るものとし、拒絕査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。)(第三号(拒絕査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。))又は第四号に掲げる場合」と読み替へるものとする。

第百六十九条第三項及び第四項中、「又は申立人」を削る。
 第百七十五条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
 三 特許が物の発明についてされている場合において、善意に、その物を譲渡等又は輸出のために所持した行為
 第百七十五条第二項に次の一号を加える。
 五 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、善意に、その方法により生産した物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

第百九十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「(侵害の罪)」を付し、同条中「侵害した者」の下に、「(第百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)」を加え、「五年」を、「十年」に、「又は五百万円」を、「若しくは千万円」に、「処する」を、「処し、又はこれを併科する」に改め、同条の次に次の一条を加える。
 第百九十六条の二 第百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九十六条、第百九十六条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

第百九十六条、第百九十六条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

第百九十六条、第百九十六条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

第百九十六条、第百九十六条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

第百九十六条、第百九十六条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑